

はじめに

倭の五王とは誰なのか。江戸時代に松下見林は『異称日本伝』をあらわし、履中から雄略の各天皇にあたりとし、以来今日まで多くの学者が論じてきた。一方、本居宣長は『馭戎概言』で、見林の比定に対して「いさゝかも似つかぬ」とし、遣使は天皇の使いではなく「三韓の日本府の卿」の「わたくしのしわざ」とした。明治時代、菅政友や那珂通世らにより宣長説は広く支持されるが、記紀の年代観も再評価されることで、天皇比定論も再び盛んになる。戦後の古代史学の議論の中でも、倭王讃を応神・仁徳・履中のどの天皇にあてるのかが盛んに議論されてきた。

このように、『宋書』の倭の五王はどの天皇なのかというアプローチが、これまで中心をなしてきた。ところが、こうした比定論をはなれ、『宋書』の史料性そのものに注目すべきことがうたわれ、記事の研究も進んできた。[1] また、1970年代には、五世紀の倭国の中心地がどこにあったのかをめぐる議論もおこる。古田武彦氏、井上秀雄氏らは倭王の中心地は九州と説き、多くの支持が寄せられるまでになった。武田幸男氏はこの九州説を正面から取り上げ、『宋書』倭国伝で倭隋に授与された「平西將軍」の西の方位は、倭国王の所居を基点としたものであり、「西服衆夷」の「西」は、畿内から見た九州とし、倭国の中心は畿内であるとした。[2]

倭国の中心地はどこか、この直截的なテーマは日本古代史を探究するために、避けて通ることのできない問題である。ここでは、『宋書』の倭国の中心地は九州なのか、近畿なのかについて考えるため、武田論文を検討していきたい。そのために、倭王武の上表文を読み解きながら、三点にわたって考える。一つめは、「平西將軍」は倭国の都を基点として西にあったから「平西」とされたのか、二つめは、「西服衆夷」をもって倭国の中心から西を征服したといえるのか、三つめに、これらを基礎に『宋書』では倭国の位置をどのように認識していたのか、これらを述べていきたい。『宋書』の著者沈約にとって倭国の中心地は、近畿ではなく九州にほかならなかった。

一. 平西將軍は「王を中心とした方位」といえるか

(1) 建康を中心とした四平將軍

宋朝では臣属した諸国の王に、さかんに爵号が授与された。これらは、皇帝本紀で簡単に將軍号がふれられるほか、列伝に詳載に記録されている。宋朝の官品の序列によれば、東西南北の名が付く方位將軍号は「四征將軍」(四は東西南北をさす。)を筆頭に「四鎮」が続き、中軍・鎮軍・撫軍の各將軍をはさみ、「四安」「四平」將軍と続く序列になる。この方位將軍号はどのような理由により命名されるのかを検討するため、『宋書』の四平將軍のうち、地方行政官である刺史職との兼職が明らかな人物をみた。これらの刺史職の州名が四平將軍の配属された任地と推定できる。本紀・列伝で重複して出現する場合も多いため、整理して人数をかぞえた。なお、刺史職の兼職の記載のないものは「不明者」とした。内訳は以下の「表一」のとおりであった。

ここから以下の点を指摘できよう。第一に、平西・平南・平北が比較的多いものに対して平東將軍は少ない。第二に、方位区分の重複する州はなく、各州の属性として四方位が定まっているかに見えること。こうした点から東西南北は、建康からの方位であることが見てとれる。

表一 『宋書』の四平將軍のうち「刺史職」を兼職する人数表

將軍号	刺史兼職者（刺史と明記される表記）	不明者	合計
平東	（兼職者なし）	2名	2名
平西	荊州2名、豫州3名、郢州3名、雍州1名、秦河州1名	11名	21名
平南	湘州4名	9名	13名
平北	兗州1名、徐州2名、南徐州1名、涼州1名	14名	19名

つまり、宋朝で四平將軍に任ぜられた者のうち、国内の地方行政長官である刺史職と兼職するものは、建康からの任地の方位を基準として四平將軍が任命されたと言える。したがって、倭国の「平西將軍」はこれとは異なる基準が適用されているようだ。

武田氏は「百濟・高句麗は倭とともに『東』方であり、武都・吐谷渾・河西・宕昌はみな『西』方を示し、林邑は『南』方を指す点に注目された。そして、この「諸王の方位將軍号は南朝歴代の首都・建康を起点とするもので、〔中略〕諸王の僚属がもつ將軍号の方位は、各王の所在を起点として表記されたものではあるまいか」と推定された。[3] そして、それを列伝五十六吐谷渾伝・五十八氐胡伝から、例証として四例をあげて証明しようとした。[4] 確かに「表一」で見たとおり、宋朝の皇族や臣下の方位將軍号は建康を基点とした。だがしかし、周辺国家の臣属王が王でないものに与えた將軍号は、みずからを中心とする方位といえるだろうか。

(2) 四つの「例」で立証できるか

「第一例」「第三例」としてあげられる、後仇池の二例をまず見ていきたい。「第一例」は、永初三年（422）に後仇池の王である楊盛の兄の子の撫が「安南將軍」となる場合である。

永初三年（422）、改めて（楊盛を）武都王に封じ、長子の玄を以て武都王世子と為し、加えて前將軍と号す。難当を冠軍將軍と為し、撫を安南將軍と為す。

武都王である楊盛の親族の楊撫はどうして「安南將軍」なのか。武田氏は上の文からは南方の意味は理解できないが、17年前の義熙元年（405）の下記の記事から「解釈の途がひらける」という。

時に益州刺史・毛璩、桓玄の置く所の梁州刺史・桓希を討ち敗走せしめ、漢中は空虚たり。

盛は兄の子平南將軍・撫をして漢中を守らしむ。

桓玄の置いた梁州刺史の桓希が敗走したため、漢中の守りは空となり、楊盛は兄の子の平南將軍・撫に漢中を守らせた。武都王の根拠地の武都・隴右・仇池から漢中は南方にあり、そこに「平南將軍」の撫がかつていた。だからいままた、同じ理由で撫が「安南將軍」となったと考えた。この第一例の問題は後ほど検討したい。

「第三例」は元嘉九年（432）の記事である。

難当は保宗を拜して鎮南將軍と為し、宕昌に鎮ぜしめ、次子の順を以て鎮東將軍・秦州刺史と為し、上邽を守らしむ。

後仇池の王の楊難当は自ら征西將軍・武都王であったが、兄の子の保宗を任命して鎮南將軍とし、次子の順を鎮東將軍にした。保宗の駐屯した「宕昌は『南』方としてよいが、上邽はほぼ真北にあって、鎮東將軍の方位『東』に合致しないようにみえる」と武田氏も自認する。その上で、こ

の例を「方位性を、純粋に地理的観点から理解するのでなく、交通・行政・軍事などからする現実的な方位性も加味する必要」があるという。実のところ、この説明はよくわからない。

次に、吐谷渾の「第二例」「第四例」の二つをみたい。「第二例」は元嘉九年（432）条をあげる。

太祖（文帝）は（吐谷渾の慕瑣に）其の使持節・散騎常侍・都督西秦河沙三州諸軍事・征西大將軍・西秦河二州刺史・領護羌校尉を加え、爵を隴西王に進む。弟の慕延を平東將軍と為し、慕瑣の兄樹洛干の子拾寅を平北將軍、阿豺の子煒代を鎮軍將軍と為す。

隴西王である慕瑣は宋朝から征西大將軍を授号しているが、弟の慕延は平東將軍、兄の子拾寅は平北將軍、それぞれ方位將軍号を授けられた。この「東」と「北」は隴西王となった隴西の地からの方位と言う。しかし、それまで西秦王の乞伏氏が「隴西公」と号していたが、これを慕瑣が攻撃し領有するに至ったのは事実だが、吐谷渾の王、慕瑣が隴西を都や居城としたという記録はない。「隴西を根拠地とした隴西王の瑣」は確認できず、隴西から「東」、「北」の方位の証拠は見当たらない。

最後に「第四例」としてあげる、泰始五年（469）の平西將軍である。拾寅が後に吐谷渾の王になると河南王となり、弟の拾皮を平西將軍・金城公とした。ここでは、金城は隴西の西にあるとしつつも、「使持節・督西秦河沙三州諸軍事・開府儀同三司・領護羌校尉・西秦一河二州刺史・河南王」の都督・刺史号の地名からすれば「これを金城の西方とするのは無理であろう」と認めている。

以上のとおり、四例をあげて「種族王の所在地を起点」とする説明をしているが、「第二例」から「第四例」は史料事実に乏しいばかりか、自ら無理な説明と認めている例さえあった。こうして、王の中心地の例証として具体的に説明されるのは後仇池の「第一例」にとどまる。

(3)「第一例」安南將軍の問題

「第一例」で示された楊撫の授号した「安南將軍」が後仇池王を中心とした方位かを考えてみたい。『宋書』氏胡伝の永初三年（422）条の「撫を安南將軍と為す」の背景には、義熙元年（405）年条の「撫をして漢中を守らしむ」があるとし、楊撫は南方と密接な関係にあったこともあって、武都王の楊盛を中心にした「南」とするのであった。まずは、義熙元年（405）の記事、永初三年（422）の記事だけでなく、『宋書』氏胡伝のこの中間の記事も含め年表にしてみよう。

義熙元年（405） 漢中空虚たり。(楊)盛は兄の子平南將軍・撫を遣わし漢中を守らしむ。

義熙三年（407） (楊)盛は又、将(軍)・苻宣・行梁州刺史を遣はし撫に代えせしむ。

義熙九年（413） 梁州刺史・索邈は南城に鎮し、(苻)宣は乃ち還る。

高祖踐阼（420） (省略)

永初三年（422） (楊盛を)改めて武都王に封じ、〔中略〕(楊)撫を安南將軍と為す。

このように、永初三年（422）の安南將軍・撫に着任地の記述はないが、武田氏が推測するように漢中とすることも可能であろう。だが、表で明らかなように、平南將軍＝漢中＝梁州刺史＝南城の関係がわかる。注目すべきは、義熙九年の「南城」という地名である。この地名は『宋書』志第二十七州郡三の梁州刺史条では以下のようにある。

梁州刺史、〔中略〕譙縱（後蜀の王 405～413）の時、又た漢中に治す。刺史は魏興に治す。

ない。このことは、先の天興初条の前後の記事から理解できる。まずは、前段の『魏書』氏伝登国四年条をみたい。

登国四年（389）、遂に秦州の地を有し、（楊定は）自ら隴西王と号す。後に乞伏乾帰の殺す所と為る。子無く、佛狗の子の盛は、先ず監國と為り、仇池を守る。乃ち統事し、自ら征西將軍・秦州刺史・仇池公と号す。楊定に諡して武王と為す。諸氏・羌を分け二十部護軍と為し、各々鎮戍と為し、郡県を置かず。遂に漢中の地を有し、仍しきりに晋の籙と称す。楊盛が漢中に地を領有することは、同時に晋朝の藩として服属していることを北魏は十分理解している。さらに、天興初条に続く『魏書』氏伝の劉裕永初条も見ておきたい。

劉裕の永初中（420～422）に、〔中略〕楊盛を封じて武都王と為す。盛死し、私に諡して惠文王と曰い、子の玄は位を続ぐ。玄の字は黃眉、征西大將軍・開府儀同三司・秦州刺史・武都王と号す。劉義隆（宋の文帝）に籙と称すと雖も、仍しきりに晋の永熙の号を奉じ、後に始めて義隆の元嘉の正朔を用う。初め、楊盛は楊玄に謂いて曰く、「吾が年、已に老い、当に晋臣為るを終う、汝は善く宋帝に事つかうべし。」と。

そもそも「劉裕の永初中」、「劉義隆に籙と称す」とあり、宋の武帝から文帝の時代に後仇池が宋に臣属していたことを認める記事であった。北魏が関心を寄せるのは、「漢中を守る」という楊盛の中国（宋）の藩屏としての、服属関係の表明に対してであるかに見える。東晋朝にしたがってきた楊盛は宋朝になってからも、東晋の「永熙」の年号を奉じ、恭順な態度をとった。他方、子の楊玄には宋帝に仕えよという大義を教えており、これらは忠臣の龜鑑として、北魏の『魏書』にもあらわれたと考えられる。このように、『魏書』氏伝の楊盛の記事の登国四年条、天興初条、劉裕永初中条は、東晋末から宋劉裕の初めにかけての、後仇池の楊盛に関する『宋書』或は宋朝の記録を元にしたものであることがわかる。

四世紀末から五世紀初め、後仇池は後秦、北魏、東晋と巧みに外交関係を結び、その存続に苦心したといわれる。〔6〕『魏書』氏伝の「天興初条」の記事が符合するのは、『宋書』氏胡伝の宋と後仇池の臣属関係の一端をそのまま記したものにすぎず、北魏独自の外交関係を記録したものでなかった。これを後仇池の王を中心にした方位の根拠とすることはやはり難しかった。

（5）遊牧民族の諸国とその王の中心意識

すでに、第二例の吐谷渾隴西王、第三例の後仇池武都王、第四例の吐谷渾河南王は、具体性に乏しいことはみた。さらに、第一例も実はその中心地がどこなのか、何故その方位なのか明らかではなかった。ここでは、そもそも吐谷渾や後仇池の国々が中心意識をもちえたのかを考えてみたい。吐谷渾は『宋書』吐谷渾伝の最後の段の一文から、領土の様子がよくわかる。

其国（吐谷渾）の西に黄沙有り、南北は一百二十里、東西は七十里、草木は生えず、沙州は因りて此れを号と為す。屈真川に塩池有り、甘谷嶺の北に雀と鼠の同じくする穴有りて、或は山嶺に在り、或は平地に在る。雀の色は白く、鼠の色は黄色、地に黄紫の花草生え、便ち雀・鼠の穴有り。白蘭の土に黄金・銅・鉄出づ。其の国、水草に随うと雖も、大抵慕賀川に治す。

慕賀川は現在の青海省同徳県巴沟の流域をさし、そこを遊牧生活の中心として「治」していたのであるが、都を形成していたという記録はない。吐谷渾の青海湖付近に伏俟城が築かれるのは六

世紀になってからである。また、後仇池は都を移動してきた国であった。383年、淝水の戦いで前秦の苻堅が東晋に敗れ、その後385年に苻堅が後秦に殺されると、楊定は隴右に逃れ、歴城（甘肅省西和県）に移って自立する。394年、西秦に敗れ、楊定は殺される。隴西を失い仇池（甘肅省成県）に徙り、後仇池を建国する。このように、385年歴城に移り自立し、394年には仇池はその都を移している。[7] 五胡十六国の国々は興亡が目まぐるしく、その拠点を頻繁に遷した。それらの都がどのようなものであったか問題であろうが、より根本的には都を中心とした国家を建設する指向があったかであろう。

「五胡十六国」と呼ばれる国々には、様々な国家意識があったとされる。三崎良章氏によれば、君主の称号の観点から大きく二つのグループに分類できるという。[8]「皇帝」「天王」などと自称するAグループと、「天下を支配する段階には達せず、従属国としての地位にとどまった」Bグループがあるとする。Aグループには前趙・後趙・前燕・前秦・西燕・後燕・南燕・北燕・後秦・後涼・北魏の十一か国のほか四か国で合計十五か国をあげ、中でもこの十一か国は木・火・土・金・水の五徳の運次により、中国支配を意識する王朝と指摘している。Bグループには前仇池・前涼・代・西秦・南涼・北涼・西涼・後仇池の八か国をあげる。このBグループに分類される後仇池に、自らを中心とする天下観があったといえるだろうか。

この問題を考える上で、同じくBグループに分類される南涼の例が興味深い。401年、南涼の王である秃髮利鹿孤は皇帝を称することを望んだが、安国將軍の罽勿崙は「皇帝になることは都城の建設につながり、それは南涼の社会としては得策ではない。」と諫めたという[9]。この興味深い罽勿崙の諫言は『晋書』載記第二十六 秃髮利鹿孤伝のほか、『資治通鑑』巻百十二にも以下のようにある。

隆安五年（401）春正月、（南涼の）武威王の（秃髮）利鹿孤は帝を称さんと欲し、群臣皆な之を勸む。安国將軍の罽勿崙曰く。「吾国は上世より以来、被髮左衽して、冠帯の飾り無く、水草を逐い遷徙す。城郭・室廬無く、故に能く沙漠に雄視（威勢を張る）し、中夏に抗衡す。今、大号（帝号）を挙ぐるは、誠に民心に順わん。然れどもに都を建て邑を立つるは、以て患いを避け難し。倉庫に儲蓄するは、敵人の心を啓せん。晋の民は城郭に処するに如かず、農桑を勸課し以て資儲に供す。（我々は）国人を帥いて以て戦射を習い、鄰国弱きは則ち之に乗じ、疆きは則ち之を避く、此れ久長の良策なり。」と。

皇帝を称すべきか否か、切実な問題が垣間見える。沙漠を根拠地として中華の諸国と軍事的に対抗してきた遊牧生活の国家である南涼にとっては、都城や邑落を作ることは敵の攻撃を避けがたく、「久長（長く続く）の策」ではないとする。帝号を称して、元号を制定し、建都して、自立する道を選ぶのか、それともそれらを選択せずに強国に従属するのか、逡巡があったことが見て取れる。南涼はそうした逡巡を続けながら、周辺諸国との攻防を経て、414年滅亡をむかえる。このような地域政権の性格を持つBグループの国が、自らを中心として四方を支配する將軍号を与えるのか、やはり疑問が残るのである。

そればかりか、いわゆる五胡十六国にも含まれない吐谷渾には、さらに疑問は強くなる。晋・宋朝は爵位を授与してはいるが、『宋書』鮮卑吐谷渾伝の「史官曰条」で著者の沈約は以下のように評価している。

弁髮して称賀し、簪髻^{しんべん}（冠の簪と礼帽）を尚ぶに非ず。言語は通ぜず、寧^{いづくんぞ}袞

職こんしよくを敷のべん。

頭は弁髪で、地位や職種を表す冠や髪留めを重視していない吐谷渾に対する評価は低く、国家を統治する天子の政治をどうして敷きひろめることができようかと嘆いている。こうした吐谷渾が自らを天下の中心とする政治を意識したなどということ、『宋書』の記述から求めようとするのは、大きな見当違いをしているのではないか。

後仇池や吐谷渾の王はその王族に対して四方位將軍号を与え、晋・宋朝の認証を求めたのは事実である。しかし、後仇池と吐谷渾の四例は、王の中心地を基点とした方位とするには十分な論拠はなかった。こうして、倭国の「平西將軍」は倭国王が命名し任命した將軍であるが、倭王の中心地近畿から西に配置された將軍の例証とはできないのである。では、倭国の「平西將軍」とは何を意味するか。次にもう一つの鍵である「西服衆夷」の問題を考え、方位の意味に迫ってみたい。

二. 「西服衆夷六十六国」の意味

(1) 倭王武の上表文の「服」

五世紀の倭国の中心地を探る根本的史料として注目されるのが、『宋書』倭国伝中の倭王武の上表文の方位記事である。岩波文庫版では以下のように訳す。

封国は偏遠にして、籓を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋涉し、寧処に遑あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国。王道融泰にして、土を廓き畿を遐にす。累葉朝宗して、歳に愆らず。この記事は倭国の中心地を示唆するものとして、様々に議論されてきた。井上秀雄氏は「ここに示された東西北の方位は中国の書式に従って、王都を中心にしたもの」とし、「とくに海北に渡り平らぐとあることから、倭の王都を近畿諸地域に比定することは困難」で、「北九州地方」の可能性が高いと考えた。[10] また、古田武彦氏は「中国用字法」に留意し、「衆夷」とは倭王が九州に都しているとし、「みずからの都を中心として、それをとりまく九州の地の民それ自身」とした。[11]

こうした倭国の中心を九州とする説に対して、武田論文は反論を試みる。その一つめは「海北」とあることを以て、その南に倭国の王都を求める立論に対する反論であり、二つめは西に位置する「西服衆夷」の問題である。この「西」は南朝の首都建康を起点とすると、倭国を「西」とするのは無理・矛盾を生むが、倭の中心地（近畿）を起点として解釈すれば理解できるとする。一つめの論点の「海北」を「朝鮮半島」とすること自体には異論は見られないので、とくに触れずに後者の問題を考えてみたい。

「西服衆夷」（西、衆夷を服す）の一文の意味を検討するため、「服」の字に注目した。『宋書』列伝卷五十五から五十八の中に出現する「服」の用例をまとめたのが「表二」である。[12] 28か所の用例は、AからDまでの四つの意味に分類した。それぞれは「表三」のように、Aは「したがう」という意味のもので13例、Bは五服・九服という王畿の外側を距離により区分した「領土の名」で12例、Cは「きもの」意味で2例、Dは動詞の「なじむ」の意の1例であった。このように、『宋書』の「服」には中国を政治支配の中心におく思想が含まれているかに見える。この「服」を手がかりに「西服衆夷」を探っていきたい。

(2) 中国を中心とした「服」の世界

「表二」により A の用例の特徴を見たい。第一は、宋と北魏に「したがる」という文脈が多いことである。宋に対するものは 55-(1)、57-(1)、57-(2)、57-(6)、57-(14)と五か所、北魏に対するものも 55-(2)、55-(4)、55-(8)と三か所確認できる。『宋書』列伝五十五は、その大義名分上では北魏の弁髪を軽蔑して策虜と呼ぶが、(2)「海隅服従」(4)「服事於魏」とあり、夷狄を従える存在と見なしている。そればかりか、(8)「威服華甸」は史官曰条で沈約は華甸すなわち中原を

表二 『宋書』巻 55～58 の「服」の用例一覧表

巻	伝	用例（読み下し）〈発言・発信者など〉	類
列伝 55	索虜	(1) 威加後服（威加わりて後に服す）〈宋の長沙王劉義欣〉	A 宋
	索虜	(2) 海隅服従（海隅[高句驪]服従す）〈北魏〉	A 北魏
	索虜	(3) 為我西服（我が[北魏]の西服と為す）〈北魏の徐州〉	B 北魏
	索虜	(4) 服事於魏（魏に服事す）〈仇池の楊難当のこと〉	A 北魏
	索虜	(5) 事止畿服（事は畿服[京師]に止む）〈宋南平王劉鑠〉	B 宋
	索虜	(6) 不服水土（水土に服さず）〈なじむ・一般動詞〉	D
	索虜	(7) 廓寧九服（九服を廓寧[平定]す）〈獻文帝の下書〉	B 北魏
	索虜	(8) 威服華甸（華甸[中原]を威服す）〈沈約曰〉	A 北魏
	索虜	(9) 華服蕭條（華服[中国・北魏]は蕭條として）	B 北魏
56	鮮卑吐谷渾	(1) 聖人謂之荒服（聖人が吐谷渾を荒服と謂う）	B 中国
列伝 57	林邑国	(1) 震服殊俗（殊俗[風俗の異なる遠方]は震服す）〈文帝詔〉	A 宋
	林邑国	(2) 威服荒夷（荒夷は威服す）〈太祖文帝の詔〉	A 宋
	訶羅駝国	(3) 麗服光飾（麗服は光飾す）〈宋都の服装の誉め言葉〉	C 宋
	呵羅單国	(4) 猶如天服（天服の如し）〈宋の都の服装の誉め言葉〉	C 宋
	罽達国	(5) 荒服來款（荒服[罽達國]は來款す）〈文帝の詔〉	B 宋
	闍婆婆達国	(6) 莫不來服（來服せざる莫し）〈文帝への上表〉	A 宋
	師子国	(7) 時人推服之（時人は推して之に服す）〈僧道生〉	A 僧
	天竺迦毗黎国	(8) 服義而蹈道（義に服して道を蹈まん）〈儒教の仏教批判〉	A 儒教
	天竺迦毗黎国	(9) 九服之財（九服の財）〈儒教の仏教批判〉	B 中国
	天竺迦毗黎国	(10) 服理以從化（理に服し以て化に従う）〈儒教の仏教批判〉	A 儒教
	高句驪国	(11) 纂戎東服（東服を纂戎す）〈宋の少帝曰〉	B 宋
	百濟国	(12) 以籓東服（籓を以て東服す）〈宋太祖の詔〉	B 宋
	倭国	(13) 西服衆夷（西は衆夷を服す）〈倭国王と衆夷〉	A 倭王
	荊雍豫州蛮	(14) 莫不順服（順服せざる莫く）〈宋と蛮〉	A 宋
列伝 58	蒙遜伝	(1) 為諸胡所推服（諸胡の推服する所と為る）〈蒙遜〉	A 蒙遜
	蒙遜伝	(2) 爵班九服（九服に爵班す）〈宋朝への上表〉	B 宋
	蒙遜伝	(3) 勲濟西服（勲は西服を濟す）〈宋朝の詔〉	B 宋
	史臣曰条	(4) 自擅荒服（自ら荒服を擅 <small>ほしいまま</small> にして）〈氏の所在地〉	B 宋

服すとまで評し、中原の支配を認めているのである。

第二に、服属させる主体が夷蛮の王である特殊な例を二か所確認できる。一つは列伝五十七倭国伝の(13)「西服衆夷」であり、二つめは列伝五十八の大且渠蒙遜伝の

(1)「為諸胡所推服」である。前

者は倭国王が「衆夷」を服するものであり、後者は蒙遜が「諸胡」から推服されているとする。この臣属する王の「服」の意味を解くことが問題解明の鍵になろう。

第三に、列伝五十七西南夷の仏教国である天竺迦毗黎国条には、慧林の著した『均善論』から、儒教を代表する白学先生と、仏教を代表する黒学先生の対論が掲載されている。仏教の教理に対して、儒教の優位を解く文脈に、(8)「服義而蹈道」、(10)「服理以従化」と「服」があらわれる。ここでは、儒教と仏教の仮想問答のなかで儒教を特徴づけ、「義」や「理」に「したがう」とされる。更に、(7)は僧である道生が「推服」されるともする。これらの例は仏教を信仰した沈約にとっての儒教に関わる興味深い問題であるが、宋皇帝と周辺諸国王の関係の問題ではないのでここではとりあげない。

第四に、B「領土の名」やC「きもの」の用例も、中国中心の世界との関連を指摘できよう。12例も出現するB群は、天子の都である王畿から外側に向かって、距離で一服ずつ分けた区域に名づけられた領土の名称である。その領土全体を「五服」や「九服」と呼び、最も外側が「荒服」とされる境界の地であり、周辺諸国の地でもある。それを四方位で分けて、東のかたは「東服」、西は「西服」とも表現される。さらに、Cの列伝五十七の(3)「麗服」、(4)「天服」は宋の都の人々の服装に関する美辞麗句であり、「衣服」としての服も政治思想を背景にして用いられているとみられる。この様にB・Cの例もAの用例とともに、中国を中心国として敬仰して、自らを外藩国におく政治理念を表わすものであることが確認される。

(3) 諸胡に推服される蒙遜の功績

いよいよ、倭国伝の(13)「西服衆夷」、大且渠蒙遜伝の(1)「為諸胡所推服」の検討に入りたい。『宋書』列伝五十八の大且渠蒙遜の足跡からみていきたい。

蒙遜は父に代わり部曲(軍団)を領す。勇(気)、(智)略有り、計数(はかりごと)多く、諸胡の推服する所と為る。

このように、大且渠蒙遜伝という「大」を冠した尊称からして、北涼の且渠蒙遜には高い評価がなされている。その経歴は列伝に詳しく記される。東晋の義熙十四年(418)になって、はじめて参内したという。

蒙遜は使いを遣わし晋に詣らしめ、表を奉じ蕃と称ぜしむ。蒙遜を以て涼州刺史と為す。ここで上表文を奉じて「蕃(藩)と称す」と、臣属を確認している。その後、西涼などとの攻防を経て永初三年(422)になると、

表三 『宋書』列伝 55~58 の「服」の集計表

巻	A	B	C	D	合計
列伝 55 策虜	4	4	0	1	9
列伝 56 鮮卑吐谷渾	0	1	0	0	1
列伝 57 夷蛮	8	4	2	0	14
列伝 58 氏胡	1	3	0	0	4
合計	13	12	2	1	28

李氏（西涼）是れに由り遂に亡ぶ。是れに於いて鄯善王の比龍、入朝し、西域の三十六国は皆な臣と称し貢献す。

蒙遜により「西域の三十六国」がみな宋に臣属するようになった。この時期、北魏の勢力拡大に対処するため、積極的な外交政策をとった宋朝にとっては価値ある政治的成果であり、その功績は大いに称賛すべきものであった。元嘉十一年（434）、蒙遜の死後、子の茂虔が上表する。

群暴を芟夷^{さんい}（平定）し、区夏（華夏）を清灑^{せいしゃ}にす。有道^{ゆうどう}（政治清明の世）の運鐘^{うんしょう}（めぐりあわせ）に暨^{およ}び、大宋の宗臣に備わり、九服に班爵し、惟^もつばら永く丕祚^{ひそ}（世系^{せいけい}）を享せり。

父の蒙遜の軍功を「華夏を清らかにした」と表現し、宋に対して敬意を以て「大宋」とし、自らをへりくだって「宗臣」「九服」とする。そして、これに応えた文帝の詔が以下である。

使持節・侍中・都督秦河沙涼四州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州牧河西王蒙遜、才(能)は文武を兼ね、勲(功)は西服を済^{すく}う。爰^こに万里より款誠^{かんせい}（忠誠心）は夙^{つと}に著し。

この様に、列伝五十八の(1)「諸胡の推服する所と為る」、(2)「九服に爵班す」、(3)「勲は西服を済う」の三つの「服」は蒙遜を特徴づける一連の表現であることがわかる。つまり、北涼の大且渠蒙遜は東晋及び宋に臣下として服従し、その周囲の勢力を軍事的に征圧した功績が顕彰された。京畿を中心とした「九服」の西のかたにある「西服」をその藩屏として守り、そのため「車騎大將軍・開府儀同三司」という高位の爵号が授与されているのであった。そして、このことが諸胡の「推服」する状況であって、決して中国から自立した北涼の王蒙遜の権勢を評価するものではない。実は、蒙遜の晩年は次第に北魏との関係が深まり、文帝の詔も外交上の巧言である側面も否定できない。しかし、そうであるからこそより一層、宋朝の理念を闡明するものでもある。この蒙遜が自らを領域支配の中心に位置するなど、有りうべきことではなかった。

(4) 南朝を基点とする倭王の意識

では、倭国伝の(13)「西服衆夷六十六国」とは何を意味するのか。蒙遜の「服」と同じ政治思王が示されていると考えるべきであろう。つまり、「東の毛人五十五国」「西の衆夷六十六国」「海北の九十五国」と多くの国々を並べるのは、それに続く以下の文から読み解けるだろう。

王道は融泰^{ゆうたい}たり（ゆきわたり）、廓土^{かくど}（ひらかれた倭国の領土）は畿（天子の都）に遐^とおきも、累葉朝宗して、歳に愆^あやまず

「王道」は倭王でなく中国の天子の王道、「畿」は倭国の畿ではなく中国の畿、開いてきた倭国の領域は天子の都建康から遠くあるものの、朝貢を怠らない姿勢を述べるのである。つまり、五十五国、六十六国、九十五国は、中国の天子の王道を広めた国々と意義づけ、また領土をひらいた（廓土）とも表現し、その功績を自讃するものであった。こうして、倭王が衆夷を「服」する「西」は、自立した倭王が近畿地方から征服支配した地では決してなく、宋朝にしたがう中心が六十六国であることを示すものであった。

「西のかた衆夷を服す」の「服」は「したがえる」の意味だが、東夷伝の高句驪条(11)及び百濟条(12)の「東服」は王畿の外に区分される五服のうち、東の領域をさすものである。百濟は元嘉二年（425）太祖の詔で「以て東服に藩す」という辞を受けている。東夷のまがきを守る王と

して「東服」とされる。これは高句驪も同じで、少帝景平二年（424）、高句驪の使を慰勞して「高句麗王・楽浪公は東服を纂戎^{さんじゅう}（先人の業績を継承）し」と褒めたたえ、大明七年（463）孝武帝の詔で「世々忠義に事^{つか}え、藩を海外に作す」と、やはり宋朝の外藩とされ、征東大將軍から車騎大將軍へと昇進している。では倭国はどうだろう。大明六年（462）の詔で「藩を海外に作^なす」とあり、倭国側も昇明二年（478）の上表文で「封国は偏遠にして、藩を外に作す」と宋の外藩国を自認している。このように、倭王の西服の「服」、高句驪・百濟の「東服」と、東夷三国の「服」は共通して藩国の立場を表わすものであった。こうした東夷の臣属国家である倭国が、みずからの都を中心とする国家意識をもつことは考え難いのではないか。武田論文が「畿」の中心として「近畿」におき、西に九州をあてるのは認めがたい解釈であった。[13]

この『宋書』の倭王武の上表文解釈において、倭国の中心性の問題は大きな論点となってきた問題でもあり、すでに1982年に湯浅幸孫氏からも指摘がなされている。氏は「封国の主である倭王が宋の天子に奉る表という形式」とり、「中国側では主観的に中国と対当な外国の存在を認めない」ことを指摘し、これまでの解釈に鋭い批判を加えた。[14] 「王道融泰」は「宋の天子の王道は広くゆきわたっている意」であり、「倭国王の王道の意」ではないとした。また、「廓土」は「開かれた倭国の疆域」であり、畿は「都を囲む千里四方の天子の直轄地」、「廓土遐畿」は「倭国の疆域は天子の都より遠い意」とした。倭国王を中心とした世界でとらえる解釈に対して、宋朝の天子を中心とした政治世界であることを示した。

また、坂元義種氏の「聖王」の理解に関する批判も通底する性格の問題であろう。[15] これは、倭王武の上表文を直接議論するものではなく、列伝五十七訶羅陀国の430年の上表文の「聖王」の解釈をめぐる議論であった。藤間生大氏はこの長い上表文を、「仏教国となった宋朝を頭に置いての自国の報告を行」ったものと理解した。しかし、坂元義種氏は上表文の「聖王」は訶羅陀国王ではなく「宋の皇帝」と指摘し、訶羅陀国が自国の報告を行ったのではなく、宋朝のことであるとした。この上表文は「臣是訶羅陀国王名堅鎧、今敬稽首聖王足下」ともあり、臣である訶羅陀国王が皇帝である聖王に上表していることは疑いようがない。「天子」・「聖王」に対する「臣」・「藩（蕃）」「封国」などの関係の問題とすれば、古田氏、湯浅氏の指摘に先行する提起として貴重なものであった。

このように、「衆夷」を近畿から見た九州をさすとする従来からの理解は、『宋書』の政治思想をつかみ損ねており、『宋書』の大義名分である、皇帝と臣の立場と矛盾するのである。この上表文の理解については、宋の皇帝を中心においた政治世界を表わすものという視点で、さらに検討を深める必要がある。また、倭国の中心地を九州とする井上氏や古田氏も、平西將軍は倭の都の西とし、「中心地からの西」と見なしている。[16] 五世紀の倭国の国家意識を『宋書』の記述から読み解くために、さらに議論を深めなければならない。

（5）全体領域の西

中央を基点とした「西」ではないとしたら、「西は衆夷を服する」の「西」とは何であろう。倭王が軍事権を主張している全体領域のうち、衆夷をしたがえているのが西の領域、東の領域には「毛人五十五国」があり、対比するものとみることができる。そして、北には朝鮮半島があり、ここに「百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓」の六国があった。このように、五世紀の倭は東

に西に海北にと、遠い夷蛮の地における「王道」の広がりや臣下の功績として誇示しているとすれば、こうした空間の広がりや、『淮南子』泰族訓の一文にある「王道」が示唆を与えてくれるかもしれない。

孔子は王道を行はんと欲し、東西南北、七十説して偶ふ所無し。故に衛夫人、彌子瑕に因りて其道を通ぜんと欲す。

孔子は王道を行おうとして、東西南北へと七十たびも遊説をしたが、(しかるべき君主に) 出会わなかった。そのため(姦婦とされる) 衛公夫人や(衛公の男寵であった) 彌子瑕に頼って君主にその道を通じさせようとしたという。孔子は儒教の政治思想「王道」をひろめ行うため、東西南北の諸国をめぐるが、一方、倭国王はみずから武力討伐に出向き、東・西・北に「王道」をあまねく通じさせた。倭国の軍事権の及ぶ領域を俯瞰し、「王道」の及ぶ領域を東西南北によってその広さを表したのではなかったか。

倭国伝では「平西將軍」のほかに「西」が出現するのは、「西は衆夷を服す」だけであった。とすれば二か所の「西」は同じ領域を指すと考えるのが、自然な理解であろう。安東大將軍は倭国及び朝鮮半島六国の軍事権を統轄する將軍であり、その領域の西部を所管する將軍が「平西將軍」であったのではないだろうか。いずれにしても、中心からの方位などに頼らなくても、理解の糸口はあるのである。

三. 『宋書』倭国王の所在地は九州

(1) 『宋書』が記述する所在地の様式

『宋書』の記述から読みとれるのは、衆夷を服す倭王は列島の西部にあるということだった。では、その場所を『宋書』はどのように記述しているのだろうか。各列伝に記される周辺諸国の位置表記から探してみたい。

第一、列伝五十五索虜伝

晋の初めに雲中にあったが、永嘉三年(309)に雲中より鴈門に入る。その後は魏と称して、天賜元年(404)に代郡桑乾県の平城に治すとある。当然、中国の地名で記される。

第二、列伝五十六鮮卑吐谷渾伝

吐谷渾は隴にいたると、今の西平郡の西零、今の桴罕県の罕開に出る。桴罕より東は千余里で甘松に、西は河南にいたり、南は昂城・龍涸と界する。洮水の西南より、白蘭を極めるは数千里中と、現在の領域が距離とともに示される。

第三、列伝五十七夷蛮伝

南夷・西南夷の諸国は一括して以下のように記される。

大抵、交州の南及び西南にあって、大海の中の洲上に居し、(広州より) 相い去ること或は三・五千里、遠くは二・三万里。

中国の領域外にあり、漢代以来支配の及ばない地であるため、郡県名がなく方位と距離で示される。次に東夷の諸国がつづく。高句驪は「今、漢の遼東郡に治す。」とされ、百済は「ほぼ遼西を有し、百済の治する所は晋平郡晋平県と謂う。」とある。いずれも中国の郡名でその治する所が示される。しかし、倭国は「高驪の東南大海中」に在ると、方位で示されるのみである。最後に、荆・雍州蛮は諸郡県、豫州蛮も西陽郡と、郡名が載る。

第四、列伝五十八氏胡伝

略陽清水氏楊氏は秦・漢以來、代々隴右に居した豪族とされ、大且渠蒙遜は張掖の臨松盧水の胡人と、その出自を記すとともに西域諸国の興亡による数々の拠点の変遷が郡県名で示される。

(2) 方位でしめされる所在地

以上のように、沈約は列伝の周辺国の所在地を正しく伝えるため、二つの方法で記述している。一つめは、秦・漢以来の郡県名を記し、その出自の地や諸勢力の拠点の移りかわりを示している。策虜と呼ばれる北魏や遼東の鮮卑であった吐谷渾のほか、高句驪、百濟、荊・雍州蛮・豫州蛮、そして氏胡伝の清水氏楊氏や大且渠蒙遜も、みな中国の郡県名によって所在地の変遷が理解できる。二つめは、そうした郡県名がない場合の表記である。ここでは、よく知られた中国の地名を基点とした方位と距離が記される。列伝五十七夷蛮伝の南夷・西南夷の諸国は交州の南及び西南方向にあり、大海の中の洲上の島国とされる。これと同様に、倭国も高驪の東南の方向にあり、大海をこえた島とされる。このほか、その領域が記される場合がある。吐谷渾はその変遷とともに、現在の領域が東・西・南で示されている。倭王武の上表文で自称される東・西・海北の領域も同じケースであった。このように、中国の郡県名表示や海上の国々は方位や距離表示で、読者はおおよそその所在地が理解できたのであろう。

さて、方位の表記の精度はどうだろう。南夷の二国、林邑国・扶南国はそれぞれベトナム中部、ベトナム南部の国とされ、「交州の南」は交趾郡の港の南方向であり、正確である。また、西南夷には訶羅駝国、呵羅單国、槃皇国、槃達国、閻婆婆達国、師子国、天竺迦毗黎国の各条の伝がある。師子国はスリランカとされる。天竺迦毗黎国は南インド、他はジャワの諸国とされるが、定説はない。いずれにしても、南（ジャワ）から西南（スリランカ）の範囲であり、南夷・西南夷は「交州の南及び西南」は当てはまり、正確な記述であることがわかる。

では、「高驪の東南大海中」という倭国の方位はどうか。高驪の治所は「漢の遼東郡」とされるので、遼東郡の海を越えた東南には九州島がある。また、この「東南」はすでに『三国志』倭人伝では「倭人は帯方の東南大海の中にあり」と、『後漢書』倭伝では「倭は韓の東南大海の中にあり」とあり、先行史書の記述をふまえ、時代に即してわかりやすい基点である高驪に変更したと見られる。「高驪の東南」とあるのは、著者の五世紀の知識として再評価する必要がある。

(3) 倭国の都の位置とその領域

「平西將軍」の西や「衆夷」の西は、水平軸上の西の領域をさすものであった。これを『宋書』の第一の位置情報としよう。しかし、これだけでは倭王の所在地を特定することはできない。ここに第二の位置情報である垂直軸を交差させよう。「渡りて海北を平らぐ」とある海北が朝鮮半島をさすこと自体に異論はない。[17] とすれば、この南北の軸と東西の軸が交差する点は九州島である。そして、これを証明するのが第三の位置情報「高驪の東南大海中」である。遼東郡から東南に向かう海の先の交点もまた九州島である。このように、『宋書』に記述された倭国の位置に関する三つの位置情報が指し示す地点は、九州に他ならない。

次に、当時の倭国が軍事権を主張する朝鮮半島六か国の広さを考えてみたい。宋朝は百濟を除き「六国諸軍事」としたが、倭国の主張においては百濟を含む領域が念頭にあるはずであり、「海

北九十五国」は百済を含むものだろう。とはいえ、この領域を記す史料はまったくなく、定説も聞かない。478年の倭王武の上表文のきっかけともなったのが、475年の高句麗による百済への攻撃であり、百済はこの時、都を漢城から熊津へ移した。[18] この結果、大きく百済は領土をせばめたであろう。いずれにしても確かな史料はないが、大胆に推測して「海北九十五国」を現代の韓国の面積 100,033 m²の6割程度と推定するとどうだろう。九十五国の推定面積は 60,020 m²となり、一国あたりの約 632 m²となる。この一国あたりの面積を利用して、「衆夷」「毛人」の領域を推定したのが「表四」である。毛人五十五国で 34,760 m²、衆夷は六十六国で 41,712 m²となり、倭国は合わせて 76,472 m²となる。

さて、この広さは現在の都道府県別面積に置きかえると、どれほどになるだろう。九州七県はほぼ衆夷六十六国の面積となり、山口・広島・島根・愛媛・高知の合計 34,085 m²は毛人五十五

表四 『宋書』の倭国推定領域の計算

海北 95 国の領域	総面積	海北 95 国の国あたり	一国の面積
100,033 m ² ×6割 (推定)	60,020 m ²	60,020 m ² ÷95 国	632 m ²

倭王の軍事支配領域	面積	倭国の推定領域	面積
衆夷 66 国×632 m ²	41,712 m ²	九州七県の合計	42,193 m ²
毛人 55 国×632 m ²	34,760 m ²	山口・広島・島根・愛媛・高知	34,085 m ²
合計 66+55=121 か国	76,472 m ²	合計 九州+中四国 (半分)	76,278 m ²

国に相当する。こうして、衆夷六十六国と毛人五十五国を合せた面積は、九州と中・四国の西半分領域と考えられる。仮定の6割を増減させれば、その境界線は比例して東西を移動することになるだろう。しかし、仮に近畿を中心にして北関東に広がる毛人国を想定した場合、「一国」の領域の基準に齟齬が生じ、この点からも推定領域は一案として整合性はあろう。自称「倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王」の軍事権のおよぶ領域を、朝鮮半島のほか九州全域と中四国あたりに求めるのは、妥当な推論といえよう。[19]

『宋書』の記述による倭国の中心の位置と、その領域について考えてきた。従来の『日本書紀』の視点から『宋書』を読む方法が反省されるいまこそ、『宋書』の記述自体をめぐる議論が求められる。拙論が僭越にも高名な研究者を俎上にあげたのは、『宋書』の説く政治思想の問題が、十分に議論されないままにあり、倭国の中心地をめぐる論点が埋没しているかに見えるからであった。『宋書』の記事をめぐる議論が深まり、新たな日本の古代史像が浮かび上がってくることに期待したい。

【註】

[1] 藤間生大『倭の五王』(岩波文庫 1968 年)では、「天皇」名のくらべあわせや『宋書』と『記紀』の比較を放棄するとし、「これまでの研究の仕方は、史料に即した研究方法という反省」がないと指摘した。この藤間氏に対して、坂本義種氏は「中国史書対倭関係記事の検討—藤間生大『倭の五王』を通して—」と題する論文(『續日本紀研究』(144/145) 1969 年)にお

いて、藤間氏の「履中・反正・允恭・安康・雄略の比定」が確定的とはいえないとし、記事の解釈にふれて詳載に問題点を提起した。坂元氏は倭の五王をめぐる多くの論考を発表しており、『宋書』の研究は深められてきた。2018年に『倭の五王』（中公新書）を著わした河内春人氏も、「倭の五王は、記・紀に拘泥せずにとまずそれを切り離して五世紀の歴史を組み立ててみる作業が必要」としている。

- [2] 武田幸男「平西将軍・倭隋の解釈－五世紀の倭国政権にふれて－」（『朝鮮学報』77号1975年10月）以下武田論文とする。この論文では、「五王の倭国」は「北九州にあったという主張が有力のように見える。」として次の二氏の説をあげた。井上秀雄「朝鮮における古代史研究と倭について」（『歴史科学』四三〔1972年、原載〕）、『任那日本府と倭』（東出版KK、1973年）所収）ほか、古田武彦『失われた九州王朝－天皇史以前の古代史－』（朝日新聞社、1973年）。その後、古田氏の『邪馬一國への道標』『十三 平西将軍の謎』（講談社1978年）など反論があるが、残念ながらこの論点の議論がその後はみられない。
- [3] 武田論文 p7～8
- [4] 武田論文 p9～13
- [5] 『宋書』州郡三・梁州刺史条では、「魏の元帝、景元四年（263）に蜀を平し、復た梁州を立て、漢中の南鄭に治す。」とあり、南鄭は梁州の最初の治所でもあった。「文帝元嘉十年（433）、（仇池の楊難当が漢中に侵攻し）、刺史・甄法護けんほうごは南城を失守（陥落）す。刺史・蕭思話しょうしわは還りて南鄭に治す。」ともあり、南城から南鄭に遷ることもあった。いずれにしても「南」地名である。
- [6] 三崎良章『五胡十六国－中国史上の民族大移動』（東方書店2002年 p144）
- [7] 三崎良章（同上 p143～144）
- [8] 三崎良章（同上 p177～180）
- [9] 三崎良章（同上 p179）
- [10] 井上秀雄（『任那日本府と倭』 p336）
- [11] 古田武彦（『失われた九州王朝』1973年、『日本列島の大王たち』1985年）
- [12] 『宋書』列伝五十五は策虜伝で北魏、列伝五十六は鮮卑吐谷渾伝で吐谷渾を扱う。列伝五十七は夷蛮伝とされ、うち南夷の林邑・扶南の二国、西南夷の国々、東夷の高句驪・百濟・倭国の三国、その他荊雍州蛮・豫州蛮の諸族も記される。更に列伝五十八は氐胡伝、後仇池を建国した楊氏と、北涼を建てた大且渠蒙遜が載せられる。このように、列伝五十五から列伝五十八に、宋朝にしたがうべき諸国がしるされる。
- [13] 古田武彦『失われた九州王朝－天皇史以前の古代史－』（朝日新聞社、1973年）「毛人と衆夷」「畿を遐かにす」の項参照
- [14] 湯浅幸孫「〈研究ノート〉倭国王の上表文について」（『史林』1981年64(1)）特に、「王道融泰」について、「従来、倭国王の王道の意に解しているらしいが、とんでもない誤解だ。ここでは倭国王は「臣」であり、宋の天子の政教を称美する意味で王道の語を用いた。」と指摘する。さらに、「これまで、「王道融とほり泰ひろく、廓土遐はるかなる畿さかひ、累葉朝宗して歳に愆たがはず」（末松保和『任那興亡史』九九頁）とか、「王道は浸透し王威の及ぶ所を広くし、畿（おひざもと）をそれだけ広げています」（藤間生大『倭の五王』九五頁）と説い

ている。眉に唾をつけ、数回読み返してみたが、なぜこんなことになるのか、私には理解できなかった。」と通説の訓みに厳しい指摘をした。

- [15] 坂元義種「中国史書対倭関係記事の検討—藤間生大『倭の五王』を通して—」（『續日本紀研究』一四四/一四五 1969年 p62）
- [16] 井上秀雄氏は、「ここに示された東西北の方向は中国の書式に従って、王都を中心にしたものとみなければならない。」（『任那日本府と倭』前掲 p336）とし、古田武彦氏は、「倭国の都から見て西方に当たる地域、」（『邪馬一國への道標』講談社 1978年 p250）、「太宰府が都、前原に平西將軍、といった構図」（『多元的古代の成立』[下] 1983年）などとした。奥田尚氏は「いずれにせよ諸氏（井上氏、古田氏、武田氏の三氏のこと）は東西北を倭の王都を中心とした方位表記とみておられる点では一致している。」と指摘している。（『追手門学院大学文学部紀要』「倭の五王”の“倭”について」16号 1982年 p129）
- [17] 武田論文 p20 には「或る『海』の『北』方に『九十五国』といわれるほどの広い地域を許容するのは、現在の地理的常識からいって、朝鮮半島のほかないのではあるまいか。」とある。
- [18] 『三国史記』百濟本紀「元徴三年（475）移都熊川」による。『日本書紀』には雄略天皇二十一年（477）「百濟為高麗所破」とあり、2年のずれがある。
- [19] 古田武彦氏は『多元的古代の成立 [下] 邪馬壹国の展開』（駈々堂 1983年 p30）において、「衆夷」とは〔中略〕九州、「東は毛人」は「瀬戸内海領域さす」としている。なお後に、『古代通使』（原書房 1994年 p232～235）において「海北九十五国」を「朝鮮半島の南半分」と想定するとともに、毛人国を近畿地方の「銅鐸国」と説いた。この場合、海北 95 国 = 100,033 ㎡（現在の韓国）、衆夷+毛人 121 国 = 127,410 ㎡となり、九州+中四国+近畿（2府4県）の面積 = 120,261 ㎡に近い領域になり、これもまた可能性があろう。いずれにしても、近畿から西に「衆夷」があったのではなく、近畿から東の北関東に「毛人」があったのではない。